

## 阿賀野市告示第93号

阿賀野市地域子ども・子育て支援事業等補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年4月25日

阿賀野市長 田中清善

阿賀野市地域子ども・子育て支援事業等補助金交付要綱の一部を改正する要綱  
阿賀野市地域子ども・子育て支援事業等補助金交付要綱（平成23年阿賀野市告示第42号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条、第3条、第4条関係）

事業名	対象経費	基準額
一時預かり事業	国が定める子ども・子育て支援 交付金交付要綱(平成28年7 月20日付け府子本第474 号)に基づく事業に要する経費	国が定める基準により 算定した額
地域子育て支援拠点事業		
延長保育事業		
保育環境改善等事業	国が定める保育対策総合支援 事業費補助金交付要綱(平成3 0年10月17日付け厚生労 働省発子1017第5号)に基 づく事業に要する経費	国が定める基準により 算定した額
未満児保育事業	新潟県が定める特別保育事業 補助金交付要綱(平成27年1 1月6日児第829号)に基 づく事業に要する経費	新潟県が定める基準に より算定した額
障害児等保育事業		

第1号様式中「印」を削る。

第3号様式中「印」を削る。

第5号様式中「印」を削る。

#### 附 則

この告示は、令和5年4月25日から施行し、改正後の阿賀野市地域子ども・子育て支援事業等補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。